

一般質問通告一覧表

日付	発言者順序 【質問方式】	発言の要旨
平成 26年 6月 10日 (火)	1 上原しのぶ 【一問一答】	1 生駒市の幼児教育の方向性について
	2 吉波伸治 【一問一答】	1 「北大和グラウンド低炭素まちづくり事業計画」について 2 「原子力災害時等における敦賀市民の県外広域避難に関する協定書」について
	3 下村晴意 【一問一答】	1 学校給食における食物アレルギー対策について 2 「雑誌スポンサー制度」の導入について
	4 成田智樹 【一問一答】	1 子ども・子育て支援新制度本格施行に向けて 2 老朽マンション対策について
11 日 (水)	5 伊木まり子 【一問一答】	1 市民公益活動の推進について
	6 竹内ひろみ 【一問一答】	1 「公契約条例」と本市の公契約に係る問題について 2 (仮称)南こども園の設計業者選定について
	7 樋口清士 【一問一答】	1 生駒市の経済振興施策について
	8 白本和久 【一問一答】	1 空き家対策について
	9 恵比須幹夫 【一問一答】	1 雨水利用の推進について 2 家庭系ごみ有料化へ向けた周知及び留意点について 3 病児保育事業について
12 日 (木)	10 浜田佳資 【一問一答】	1 家庭ごみ有料化の市民への周知と意見の反映について
	11 塩見牧子 【一問一答】	1 地方自治法改正に伴う広域連携について 2 公共施設マネジメントの展開のありかたについて 3 電力調達の入札について

平成26年5月16日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

上原しのぶ 印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 26 年 5 月 19 日
午前 10 時 15 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	＝質疑＝ ・ 一般質問 (＝括質問方式＝ ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	生駒市の幼児教育の方向性について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	生駒市の幼児教育の方向性について
質疑・質問の要旨	
政府は、子ども・子育て支援制度を２０１５年４月から消費税増税と抱き合わせでの本格実施に向けて「国版子ども・子育て会議」を設置し、具体的な仕組みづくりに取り組んでいます。子ども・子育て支援新制度は、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園改正法」「児童福祉法改正法を含めた関連整備法」から成り立っています。（２０１２年８月成立） 国のこのような情勢の下で、生駒市では南地域において、南幼稚園とみなみ保育園を一体化する（仮称）南こども園が計画されています。一方北部地域では高山幼稚園と北倭保育園を一体化する（仮称）高山こども園の計画が予定されています。これらは従来の幼稚園と保育所を一体化して『こども園』とするものです。「こども園」については（仮称）「南こども園」も（仮称）「高山こども園」もどちらも「建物の耐震性に問題があることや老朽化が進んでいるために建て替えを必要とする」ということが大きな要因となりこの際「こども園」として一体化をするということをお聞きしています。 しかし、建物の老朽化や耐震性に問題があり、建て替えることと、本来の目的が大きく異なる幼稚園と保育所を一体化することは、分けて考えるべき課題であり、同じテーブルで論じることについて私は疑問を持ちます。建物の老朽化や耐震性は安全な保育をするうえで重大な問題であり、建て替えは当然なされるべきことです。そのことと幼保一体化をすることを一つに考えること自体問題だと私は考えます。 幼稚園は、就学前の幼児の社会教育の場、保育所は、保育に欠ける乳幼児の保育を目的としています。もちろん保育所においても就学前の年齢に達した幼児には幼稚園と同様の社会教育がされていることは申すまでもありません。 私は、本来の目的が大きく異なる幼稚園と保育所を一体化して乳幼児をひとつにまとめて「こども園」にするというシステムについては手放して賛成はできません。幼稚園も保育所もいずれも対象が就学前の乳幼児です。しかし、年齢的に同じだということでそれらをひとつにまとめてしまうことについては慎重にするべきです。	

先に申しましたとおり、幼稚園児と保育園児は、家庭環境が大きく異なります。その場合、それぞれの環境に応じた対応がなされるべきだと考えます。ここでしっかりと注目しなければならない問題として、帰宅時間が異なる園児を一つにした場合、保護者の迎えを待つ園児の心理状態にも目を向けるべきだということです。早く帰宅できる幼児と保護者が迎えに来るまで園にいななければならない幼児の間に心理的格差ができるのではないのでしょうか。早々に帰宅する園児と保護者の迎えを待つ園児の間に格差が生じるというのは好ましい状態ではありません。

幼稚園、保育所、いずれにおいても幼児教育・保育を受ける主体は幼い乳幼児です。社会生活の第一歩を踏み出そうとしている乳幼児の保育環境、社会教育環境は、よりよいものとするべきです。

そこで、お聞きしたいのは生駒市として乳幼児の保育・教育をどのようにお考えかということです。以下の項目について回答戴きますよう質問いたします。

- 1、 生駒市子ども・子育て会議では「子ども 子育て支援法」（具体的には幼保一体化）についてどのような意見が出されていますか。
- 2、 幼保一体化について、それぞれの地域の保護者、市民の意見や声、ニーズをどのように調査し、把握されていますか。
- 3、 幼児教育の観点から「南こども園」「高山こども園」を作る本来の目的をお聞かせください。
- 4、 幼稚園、保育所を一体化することのメリット、デメリットをどのように認識されていますか。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成26年5月30日

生駒市議会議長

中谷尚敬様

生駒市議会議員

吉波伸治



発言通告書

次のとおり通告します。

平成26年5月30日
午前10時05分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・一般質問（一括質問方式・ <u>一問一答方式</u> ・緊急質問）
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	「北大和グラウンド低炭素まちづくり事業計画」について
2	「原子力災害時等における敦賀市民の県外広域避難に関する協定書」について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	「北大和グラウンド低炭素まちづくり事業計画」について
質疑・質問の要旨	
市が公表しているスケジュールによれば、5月13日から6月16日まで事業計画の募集を行ない、6月下旬に事業候補者を決定、来年1月に土地売買の仮契約をし、3月下旬には当該地を市街化区域に編入、3月下旬に土地売買本契約を締結し、4月上旬に当該地の所有権を移転させることになっています。 売却費が約13億4千万円と見込まれるほどの重大事業でありながら、事業者の募集開始から市街化区域編入を経て所有権の移転までが、わずか1年強という期間しかないことにいささかの危惧を感じます。また、いくつかの問題・疑問点もあります。 そこで、「北大和グラウンド低炭素まちづくり事業計画 募集要項」の記述に沿って、以下の質問をいたします。	
記	
(1) 「学研北生駒駅の周辺地域について・・・・・・『低炭素まちづくり計画』の策定を予定していることから、当該地域の一部である北大和グラウンドについて・・・・・・」とありますが、これは「北大和グラウンドは、『低炭素まちづくり計画』の策定を予定している学研北生駒駅の周辺地域の一部である」と言い換えられますが、「『低炭素まちづくり計画』の策定を予定している学研北生駒駅の周辺地域」というのは具体的にどの範囲をいうのでしょうか。お教えてください。 (2) 「地区計画を定める予定です」とあるのは、現行の「北大和地区 地区計画」に事業対象地を編入するのではなく、新たに事業対象地だけの地区計画を定めるということでしょうか。 (3) 事業対象地は「建ぺい率は40%、容積率は80%とする予定」となっています。近隣の北大和・真弓住宅地は「建ぺい率40%、容積率60%」であるのに、なぜ、そのようにされたのですか。 (4) 本契約締結後に次のような事態が生じた場合、それぞれ、どのように対処されるのか教えてください。 ①事業計画の変更の申し入れがあった場合 ②事業計画の変更が勝手になされてしまった場合 ③「本契約締結後、2年以内に造成工事等に着手しなければなりません」となっているにもかかわらず、それが履行されなかった場合。 ④「本契約締結後5年以内は、住宅地分譲を除き、事業対象地の所有権を第3者に移転してはならない」となっているにもかかわらず、本契約締結後、2年以内に造成工事等に着手したものの、それが未完成のまま5年が経過し、事業対象地の所有権が第3者に移転されそうになった場合、または、されてしまった場合。	

番号	質疑 ・ 質問事項
2	「原子力災害時等における敦賀市民の県外広域避難に関する協定書」について
質疑・質問の要旨	
市が今年2月26日に締結した「原子力災害時等における敦賀市民の県外広域避難に関する協定書」（以下、協定書）についていくつかの疑問点がありますので、以下、質問いたします。	
記	
(1) 協定書に添付された「地域別広域避難先 総括表」では、生駒市への避難者は最大10,060人となっており、この数字を避難施設24箇所（スポーツ施設7、生涯学習施設6など）で割ると、1施設平均419.2人となります。最大数にはならなくとも避難者受け入れは、生駒市民の文化・体育活動の停止をもたらすことにならないでしょうか。見解をお伺いいたします。	
(2) 協定書の第5条には、県外広域避難を行う敦賀市民等に対するスクリーニング（表面汚染検査）及び除染を行うこととなっています。その具体的な実施場所、方法等について教えてください。	
(3) 大飯発電所と高浜発電所は避難者受け入れ対象発電所に含まれていませんが、この2つの発電所の事故に起因する避難者については受け入れる予定はない、ということでしょうか。	
(4) 福井県にある原発は廃炉の1基（ふげん）を除いて、14基あります（敦賀発電所2基／美浜発電所3基／もんじゅ／大飯発電所4基／高浜発電所4基）。これらが再稼働されて何基かで原子力災害が発生した場合やそれらが再稼働されない状態の中で原子力災害が発生した場合など、いくつかの場合についての生駒市への避難者の見込み数を算出された上で協定を締結されたのでしょうか。	
(5) 3・11の福島原発事故の際は、季節風の関係で放射性物質の多くは太平洋方向に飛ばされたが、福井県にある原発で事故が起きた場合、風向き次第では、生駒市など奈良県の一部も「居住制限区域」となる、との説があります。これが事実だとすれば、他県・他市からの避難者を受け入れるところではない、という事態が起こります。これは、協定書第2条でいう、敦賀市からの避難受入をしなくともよい「正当な理由」になるのでしょうか。	
(6) 原子力災害の規模と生駒市への避難者の数を最小限に抑えるためには、原発の再稼働をしないことが必要と考えます。そのことを敦賀市や福井県に申し入れされましたか。または、されるおつもりはありますか。	

平成26年 5月30日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

下村 晴意印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成26年 5月30日
午後0時45分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	学校給食における食物アレルギー対策について
2	「雑誌スポンサー制度」の導入について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	学校給食における食物アレルギー対策について
質疑・質問の要旨	
近年、児童生徒を取り巻く生活環境の変化や疾病構造の変化などに伴い、児童生徒におけるアレルギー疾患の増加が指摘されています。このため、今後の学校におけるアレルギー対策のための支援方策の検討を行い、その対策の推進を図ることを目的として、平成16年10月有識者による調査研究委員会を設置し、以後、公立の小中高等学校に対する実態調査の実施、実態調査の分析・評価、推進方策の検討を行い、平成19年4月に報告書として取りまとめられました。 報告書においては、アレルギー疾患はまれな疾患ではなく、学校やクラスに各種のアレルギー疾患を持つ児童生徒がいることを前提とした学校保健の取組が求められる状況にあり、アレルギー疾患への取組を進めるに当たっては、個々の児童生徒への取組が、医師の指示に基づくものとなるような仕組みをつくり、学校における各種の取組が、医学的根拠に基づき、安全・確実に効果的な方法で実施されるようにすることが提言されました。 このため、財団法人日本学校保健会において有識者からなる委員会を設置し、具体的な検討を進め、「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」及び「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が取りまとめられました。 その後、平成24年12月に東京都調布市の小学生が、給食後に食物アレルギーによる重篤症状（アナフィラキシーショック）の疑いで死亡した事件を受け、文科省が有識者会議を設置し、食物アレルギー対策を検討され、本年3月に最終報告書が提出されました。 その中で、「ガイドライン」にも記載の通り、学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、アナフィラキシーを起こす可能性のある児童生徒を含め、食物アレルギーの児童生徒が他の児童生徒と同じように給食を楽しむことを目指すことが重要であり、各学校、各調理場の能力や環境に応じて食物アレルギーの児童生徒の視点に立ったアレルギー対応給食を目指すこととしています。 また、「調査結果」によると、児童生徒の食物アレルギー4、5％（平成16年度の1、7倍）、アナフィラキシーの既往の0、5％（同3、6倍）	

「エピペン」保持者 0、3 %（前回調査なし）と、これまでの調査に比して非常に増加していることが明らかになったその一方で、学校への申出があった児童生徒のうち、学校生活管理指導表等の医師の診断書の提出があった割合は、食物アレルギー 20、4 %、アナフィラキシー 36、4 %、「エピペン」保持者 30、3 %と非常に低い値でありました。

なお、食物アレルギーの把握率については、学校生活管理指導表の医師の診断書に基づいた申請を受けている学校では 4、1 %であり、保護者の申出による申請を受けている学校の 4、7 %に比して低く、学校生活管理指導表等の提出を求めることによって、アレルギーの実態がより正確に把握され得る可能性が示されたとあります。

そうした中、最も日常的な学校給食対応として、「詳細な献立対応」 28、1 %、「弁当対応」 10、8 %「除去食対応」 39、1 %「代替食対応」 22、0 %という実態がわかりました。

この結果から、アレルギー対応に際して、医師の診断書等の提出がないまま、保護者からの申出だけで対応するなど、アレルギー症状等の正確な状況を把握できていない可能性が高いことが分かったことは、すなわち、学校での対応が必要な場合には、学校生活管理指導表の医師の診断書に基づいて、保護者も含めた共通認識のもとでアレルギー対応を行うことを求めてきた「ガイドライン」の主旨が徹底されておらず、学校等がそれぞれの判断に基づいて対応している実態が示唆されました。また、それらの対応の中には、食物アレルギーであるにも関わらず、医師の診療を受けていないケースや、逆に実際には食物アレルギーでないケースに対しても給食対応をしている例も含まれていると指摘しています。以上のことをふまえ現状と課題について質問致します。

- 1、 学校給食における食物アレルギー対応の基本は、正確な情報把握とその共有であります。各学校での実態調査はどのようにされておられるのか、また、その結果をもとにどの様に対応されておられるのかお聞かせください。
- 2、 アレルギー対応の推進に当たっては、教育委員会や学校単独の取組で行うのではなく、医療関係者や消防機関等の関係機関との連携が重要であります。「調査結果」によると、学校において食物アレルギーに関して校医や主治医の指導助言を受ける体制整備は、77、0 %であるが、消防機関との連携については、24、4 %とまだまだ低い状況であり、都道府県・市区町村教育委員会と、医療関係者、消防機関等の関係者との連携体制は十分に確立しているとは言えないとしています。本市での対応についてお聞かせください。

- 3、 「調査結果」によると、平成24年度の研修会実施率は、約5割であり、その対象者は、養護教諭や栄養教諭の場合が多く、校長等管理職、一般教員、栄養教諭、学校栄養職員、養護教諭、調理員など、職種に関わらず、教職員全体を網羅するような継続的な研修の実施には至っていないとしていますが、本市での研修実態をお聞かせください。
- 4、 今後の学校給食における食物アレルギー対応について伺います。現在のセンター方式から分離方式に検討されていますが、食物アレルギー対応については、「除去食対応」をされるのか、また、栄養教諭を増員されるのか、お聞かせください。
- 5、 今後、各学校、教育委員会において、学校給食における食物アレルギー対応支援、連携が重要だと考えますが、今後の対応についてお聞かせください。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	「雑誌スポンサー制度」の導入について
質疑・質問の要旨	
国民の活字離れが進んでいると言われて久しいなか、最近、多くの人に来館してもらおうと工夫を凝らしている図書館が少なくありません。 例えば、コンビニエンスストアと提携し、24時間いつでも図書の受け取り・返却ができるサービスを実施したり、運営自体を大手レンタル業者に委託し、年中無休でCD、DVDのレンタルや新刊書販売のコーナーを設け、併設されたカフェで、コーヒーを飲みながら本を読むこともできるようにするなど、独自のアイデアで図書館の魅力を増す取組を実施している自治体が増えています。 そのアイデアの一つに、近年、企業・団体または個人が、図書館が所蔵する雑誌の購入代金の全部または一部を負担し、その見返りとしてスポンサー名の掲示や広告の掲載を行う「雑誌スポンサー制度」があり、導入する自治体が全国に広まりつつあります。 具体的には、雑誌の購入費をスポンサーに負担してもらい、代わりに雑誌最新号のカバー表面にそのスポンサー名、裏面に広告を載せたりする仕組みが一般的です。図書購入費の新たな財源の確保をしつつ、地元企業などのPRや市民サービスの向上にもつながる有効な施策として注目されていますが、本市の「雑誌スポンサー制度」導入についての考えをお聞かせください。	

4

平成26年5月30日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

成田 智樹



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成26年 5月 30日
午後4時15分 受領

発言の種類 (○を付ける)		質疑・ <u>一般質問</u> ・ 一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u> ・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)	
1	子ども・子育て支援新制度本格施行に向けて	
2	老朽マンション対策について	
3		
4		
5		

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番 号	質疑 ・ 質問事項
1	子ども・子育て支援新制度本格施行に向けて
質疑・質問の要旨	
政府の経済財政諮問会議が設置した専門調査会「選択する未来」委員会は、先月 13 日の会合において中間報告をまとめ、日本の総人口は今の出生率が続けば、50 年後には約 8,700 万人と現在の 3 分の 2 まで減り、人口の約 4 割が 65 歳以上になると予測、これを放置すれば、日本の経済の成長や財政・社会保障の継続が困難となると警鐘を鳴らしました。また、先月 8 日には、民間の有識者らでつくる「日本創成会議」の人口減少問題検討分科会が、独自に推計した 2040 年時点の全国の市区町村別人口を発表、全体の約 5 割を占める 896 自治体で 10 年から 40 年までの間に若年女性（20～39 歳）が半分以上に減ると試算し、「将来消滅する可能性がある都市」、すなわち「消滅可能性都市」と指摘したとの内容がショッキングなネーミングとともに報道されました。本市は「消滅可能性都市」ではないとのことですが、わが国にとって少子化対策は喫緊の課題です。 来年 4 月から施行予定の子ども・子育て支援新制度は、わが国の全ての子育て家庭への支援を行うことにより、一人ひとりの子どもの健やかな成長を支援するための重要な施策であり、子どもや保護者の置かれている環境に応じ、保護者のニーズ等に基づいて、幼稚園・保育所・認定こども園などの多様な施設・事業者から、それぞれの特性を生かした良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供することを目的としています。 他方、新制度については、未だ不明確な点も多いため、幼児教育・保育の現場から、不安や懸念の声があがっています。特に私立幼稚園は、新制度に移行するか否かの厳しい経営判断が迫られています。私立幼稚園は、これまで設置認可や私学助成を通じて都道府県と関わりが深かったのですが、新制度の下では実施主体である市町村との関係構築を一から行う必要があるため、そのことが新制度に移行するにあたり、大きな障壁となっています。 本市の子ども子育て新制度に向けての取組に関し、以下のとおり、質問いたします。 1 本市の「子ども・子育て会議」は、昨年度 3 回開催され、すでに「ニーズ調査」の結果も判明しているとのことだが、来年 4 月の新制度移行に向けて、順調に進められているのか。課題は見つかっていないか。 2 新制度においては、私立幼稚園に在籍する子ども（1 号認定）に対する施設型給付は、当分の間、全国統一費用部分（義務的経費）と地方単独費用部分（裁量的経費）を組み合わせ一体的に支給され、地方単独費用部分は、国の示す水準に基づき、地財措置がなされることとなっている。新制度の目的である幼児教育	

の提供体制をしっかりと確保するためには、本市においても国の示す水準に基づく施設型給付を支給できるようにするべきと考えるが、市の計画はどうか。

- 3 現在、全国的にはほとんど全ての私立幼稚園（94%）で私学助成の対象として預かり保育が実施され、私立幼稚園はパートタイムなど就労している保護者の子どもの受け入れ先として重要な役割を果たしている。本市においても4園すべてで実施され、多くの保護者が利用している。新制度においては、私立幼稚園で実施されている「預かり保育」は、私学助成ではなく、市町村が幼稚園に委託して実施する「一時預かり事業」として実施されることとなるが、新制度への移行により、本市において、私立幼稚園の預かり保育の利用ができず、保護者の混乱を招くことがないように、現在預かり保育を実施している私立幼稚園に対し「一時預かり事業」を確実に委託していくべきだと考えるが、どのような考えか。
- 4 新制度では、認定こども園への移行を希望する幼稚園があれば、認可・認定基準を満たす限り、都道府県が特例を設け、認可・認定が行えるようにする仕組みが設けられている。認定こども園は、就労の有無にかかわらず施設利用が可能であることから、保護者等の評価が高く、ニーズも多いと聞く。本市の4園の意向は確認できているのか。
- 5 本市の新制度への取組等について、住民や保護者等への周知・説明はどのように行っていくのか。とりわけ、新制度に移行する幼稚園を利用する保護者等には、新たに施設型給付を受けるにあたり、市から認定を受ける等の手続きが必要となるのか。その場合、周知や説明は今後どのように行っていくのか。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	老朽マンション対策について
質疑・質問の要旨	
国土交通省の調べでは、わが国のマンション総数は約 590 万戸（2012 年末時点）であり、そのうち、1981 年以前の旧耐震基準で建てられたものが約 106 万戸に上りますが、昨年 4 月現在、建て替えられたものは累計で 183 件、約 14,000 戸に止まっており、巨大地震発生に備えるために耐震性不足のマンションの耐震化の促進が喫緊の課題となっています。	
そのため、今国会には、耐震性不足が懸念される老朽マンションの建替えを促進するための「マンション建替え円滑化法改正案」が提出されています。同改正案には、建て替える場合、建物の大きさを規定する容積率を緩和して部屋数を増やし、余った部屋を第三者に売却して建設費に充て、住民の負担額を小さくできる。また、現在は所有者全員の同意が必要なマンションの土地・建物の一括売却を所有者の 8 割以上の賛成でできるようにする等の内容が盛り込まれています。	
一方、建物とともに入居者の高齢化の進展も課題となっています。高齢者のひとり暮らしが増加しており、これまで以上にマンション内での助け合いや相談の仕組みが重要となっていますが、老朽化に伴う空き室の増加により、その機能を担うべき管理組合が十分機能しなくなるケースが散見されています。	
いったん荒廃したマンションは、さらなる空き室の増加や建物の劣化、さらには風俗店や暴力団関係者の入居等につながり、資産価値を一段と下落させる等、負の連鎖に陥ることも少なくありません。東京都豊島区では、こうした事態を未然に防止するため、2012年12月に全国初となる罰則付きのマンション管理条例を制定し、13年7月に施行しています。この条例ではマンションの管理規約や所有者・居住者名簿、長期修繕計画の作成など8項目を義務付け、分譲マンションの所有者らに管理状況の届け出を義務化しています。これに応じないマンションに対しては、区が指導し、要請・勧告のうえ、マンション名を公表する罰則が規定されています。	
本市にも、80年代以前に建設され、耐震不足が懸念されるマンションが約30カ所あります。また、今後、入居者の高齢化も他人事ではありません。『関西一魅力的な住宅都市』を目指す、本市における老朽マンション対策について、以下のとおり質問いたします。	
1 本市では、2004年度から住宅の耐震診断費用、2006年度から住宅の耐震改修工事費用及び特殊建築物などの耐震診断費用等の一部補助を実施しているが、どのような状況か。期待された効果は確認できているのか。	

- 2 耐震化未実施の老朽マンションに対する、早期の耐震化工事の実施及び建替え促進策等について検討しているのか。
- 3 本市においても将来に備え、「マンション管理条例」を制定すべきと考えるかどうか。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成26年6月2日

生駒市議会議員

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

伊木 まり子 印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成26年6月2日
午前10時25分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答</u> 方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	市民公益活動の推進について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

	質疑 ・ 質問事項
1	市民公益活動の推進について
質疑・質問の要旨	
生駒市では市民の公益活動を支援し啓発し市民参画と協働のまちづくりを推進するために「市民活動推進センター（ららポート）」を設置し、ボランティアや公益活動団体の支援や活動に参加したい市民の支援をしています。6月1日にはたたけまるホールで“シニア世代のイキイキ！ デビュー 地域デビューガイダンス”が開催され、会場を埋め尽くす来場者に対し、市長はボランティア活動への参加を呼びかけられました。 今回は市民公益活動の推進について、次の点を中心に質問します。 1, 市民公益活動の種類や市民参加の状況などについて 市民活動推進センター設置前と現在を比較し、どのような変化が認められるか？ 2, 市民公益活動に対する市民の意識について 市民が参加を希望する活動、活動するための条件、活動への参加を見合わせる理由など、どのように把握しているか？ 3, 市民公益活動を推進する為の市の施策について 環境整備、人的支援、財政的支援など、自治体として提供可能な施策にはどのようなものがあるのか？ 今後、どのような施策を検討しているのか？ 4, ボランティアやNPO活動のように何らかの企画に参加するという行動を起こすものではありませんが、市にたいし寄附をされるという行為も寄附の活用という行為を発生させるという意味合いから一種の市民公益活動と考えます。 寄附の有効活用について、市はどのように考えているのか？ 寄附金、その他（不動産、物品など）の寄附に分けて市の考えをお聞かせください。 5, 生駒市立病院と市民公益活動の推進について 多くの病院において患者さんをサポートするためにボランティアが活躍しています。開院まで1年を切りました。院内を案内する、車いすを押し移動を手助けする、耳や目、足などが不自由な方に寄り添い移動を手助けする、病院のエントランス周辺や屋上庭園に花を植えるなど、様々なボランティアが考えられます。また、市立病院は看護師はじめ女性職員数150人以上の市内でも有数の女性の多い職場となります。子育て支援を必要とする職員も多いと思われます。市立病院に関わる市民公益活動の可能性について検討し実施することは病院・医療だけでなく様々な市民のニーズに応える公益活動の推進につながるのではないかと思います。ららポートが蓄積してきたノウハウを活用し、病院建設課の領域に留まらず他の部署と連携のもとで考えられる市民公益活動の推進の可能性についてお聞かせください。	

6

平成26年6月2日

生駒市議会議長

中谷尚敬様

生駒市議会議員

竹内ひろみ 印

発言通告書

次のとおり通告します。

平成26年6月2日
午前11時30分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	「公契約条例」と本市の公契約に係る問題について
2	(仮称)南こども園の設計業者選定について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	「公契約条例」と本市の公契約に係る問題について
質疑・質問の要旨	
奈良県では、「公契約条例（仮称）」の制定に向けて、本年5月骨子案を公表し、パブリックコメントを募り、6月議会に上程の予定となっています。 公契約とは、ILO第94号条約では、「公の機関を一方の契約当事者として締結する契約」としています。国や地方自治体は、市民の暮らしを支える行政サービスを行うため、民間業者と契約し、公共工事や業務の委託、物品購入などをしており、これらは公契約です。 これらの契約においては、品質確保の見地から適正な履行が求められるとともに、労働者の適正な労働条件や障害者の働きやすい環境を確保するなど、社会的な価値の実現及び向上を図ることが期待されています。 奈良県公契約条例（仮称）骨子案では、基本方針として、次の2つを挙げています。 ① 公契約の相手方の選定に当たり、従事労働者の適正な労働条件の確保や障害者雇用率の向上など社会的な価値の実現・向上への寄与度を勘案すること。 ② 公契約の履行に当たり、受注者等に対し、最低賃金や健康保険等の加入その他の法令の遵守を求めること。 公契約の現場では、公共サービスの民間委託の拡大が、低コスト競争を生み、最終的には、サービスを提供する者の労働条件の切り下げで辻褄が合わされ、官制ワーキングプアの拡大や行政サービス水準の低下を招いています。このような中、「公契約条例」の意義は大きいと思われます。 公契約をめぐるっては、2006年に埼玉県ふじみ野市で起きた流水プールでの小学生の死亡事故など、様々な問題が起こったことから、公契約の適正化が求められ、国は、2009年「公共サービス基本法」を制定しました。地方自治体においては、2009年に千葉県野田市で制定された公契	

約条例が11自治体に広がり、指針は3自治体、基本条例は5自治体で制定、公契約の場で働く労働者の賃金改善が具体的に進み始めています。それ以外でも公契約適正化の動きのある自治体が多数あります。

本市では、2005年に計画決定された足湯施設建設をめぐる事件で元市議会議長が有罪判決を受けるという極めて恥ずべき経験をし、重大な反省の下、入札制度の抜本的な改革が行われました。現在では、「生駒市建設工事等入札参加者選定要綱」や、「生駒市入札監視委員会条例」などによって、「市が発注する建設工事及び業務の入札及び契約手続について、公平性及び公正性の確保ならびに透明性の向上」が図られており、大幅に改善されていることは評価されます。

しかし、奈良県の「公契約条例（仮称）」が狙いとしているような「労働者の賃金、労働条件の適正化」についての規定はありません。市を取り巻く社会経済状況も大きく変化する中、公契約現場での問題事例も見受けられます。それには低コストの追求が業者間の競争をあおり、人減らしや労働条件の切り下げが進められているという背景もあります。

私が受けた相談ですが、市の委託業務中に事故が起こり、その原因も責任の所在も十分検証されないまま、従事していた労働者（障害者）が解雇されたという事例が起っています。その業界は市の委託を受ける競争者が増えたため、コスト削減、人員削減が図られていたとも聞いています。今後、経済状況が厳しくなった場合に、このような労働者へのしわ寄せが益々増えてくることが予想されます。

そこで、以下の質問をします。

- ① 市が業務委託している業者について、労働者の賃金や労働条件などをチェックする体制はありますか？
- ② 市は、「公契約条例」についてどのように考えますか？ 今後制定するつもりはありますか？

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	(仮称) 南こども園の設計業者選定について
質疑・質問の要旨	
本年3月、(仮称) 南こども園の設計業者が決定され、3月28日に行われた「南こども園開設懇話会」で、説明資料として設計図(略図)が配布されました。これについて懇話会委員から様々な疑問や意見が出されました。 それらの疑問や意見は、保育・教育の専門家ならではのものでした。各保育室の配置、トイレの数や位置、保育室の手洗い場、職員室の位置、避難路の確保 など、こども園の施設に求められる極めて基本的な事柄でした。 傍聴されていた保育経験者からも、同じような厳しい意見を聞きました。 この設計図は審査の対象ではなかったとのことですが、この分野の専門の方々からこのような疑念が示されるのをきいて、この設計業者は本当に十分な経験と実績を持っているのだろうかとの疑念を抱きました。 設計業者は、当然のことながら、「(仮称) 南こども園設計業務プロポーザル実施要領」に基づいて「適切な創造力と技術力及び経験と実績等を有した事業者を選定するために公募」し、「生駒市プロポーザル審査委員会条例」に基づいて審査し選定されたはずですが、上記のような疑問を抱かざるを得ませんでした。 そこでお尋ねします。 1. 何社が応募し、どのような審査委員会のメンバーによって、どのような審査がされたか等、選定までの経緯を教えてください。 2. 設計図についていろいろ疑念がありますが、これについて市はどのように評価されるのか、また、今後よりよい設計にするためにどのように進めていかれるのか、お聞かせください。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成26年6月2日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 殿

生駒市議会議員

樋口清士



次のとおり通告します。

平成 26 年 6 月 2 日
午後 1 時 35 分 受領

発言の種類 (○を付ける)		質疑 ☒ 一般質問 (一括質問方式・ ☒ 一問一答方式 ・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)	
1	生駒市の経済振興施策について	
2		
3		
4		
5		

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	生駒市の経済振興施策について
質疑・質問の要旨	
生駒市総合計画基本計画の見直しに際して、「持続可能なまちづくり（サステイナブル都市）への取組」を戦略的アプローチと定め、社会、環境、経済の3つの側面をバランスよく発展させることを目指すこととしている。	
ただし、現段階において、経済的豊かさを強化するための重点施策としては、行財政運営に係る施策しか挙げられておらず、積極的な経済振興施策には未だ力点は置かれていない。	
全国的に少子高齢化が進み、人口減少局面を迎えている中で、これまで住宅都市として発展してきた生駒市において、従来通りの税収構造のままで、増大する行政需要に対応していくことには限界があると考ええる。	
このような状況に対応して、若い世帯の流入を促す一方で、企業誘致、起業支援、商業活性化等の経済振興施策に取り組む市の姿勢には賛同するものの、今後その取組をさらに力を入れて進めることが必要と考える。	
そこで、本市の経済振興施策に関して、以下の点について伺います。	
●生駒市がどのような経済構造を持っていると分析、認識し、その経済構造のもとで現在の企業誘致、起業支援等の経済振興に係る各施策は、どのような効果を期待して実施されているのか。	
●各施策の実績から、当該施策の経済効果をどのように分析、把握、評価しているのか。併せて、公共事業の経済効果をどのように分析、把握、評価しているのか。	
●企業誘致に関して、どのような企業を誘致することが生駒市にとって経済効果が高いと考えているのか。また、その根拠は何か。さらに、その考えを踏まえて、どのような企業誘致施策を実施することが有効と考えているのか。	
●起業支援に関して、どのような産業（業種）の起業を促すことが生駒市にとって経済効果が高いと考えているのか。また、その根拠は何か。さらに、その考えを踏まえて、どのような起業支援施策を実施することが有効と考えているのか。	

平成 26 年 6 月 2 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

白本和久



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 26 年 6 月 2 日
午後 1 時 55 分 受領

発言の種類 (○を付ける)		質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)	
1	空き家対策について	
2		
3		
4		
5		

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	空き家対策について
質疑・質問の要旨	
平成25年7月1日から「生駒市空き家等の適正管理に関する条例」が施行され、同条例の施行により、問題のある空き家の撤去を促進することや、活用可能な空き家についてはその利用を促進することが期待されます。 同条例の運用としては、情報提供に基づく調査に始まり指導、勧告、命令などの段階を経て最終的には、行政代執行となるのですが、昨年7月1日の施行からこれまでどの程度の情報提供があり、どのように対処してこられましたか。また、その対処の中で、問題や課題があればお聞かせください。 次に、同条例第5条において、「市長は、空き家等の所有者等に対し、特に必要があると認められるときは、空き家等が管理不全な状態にならないための必要な支援をするものとする。」と規定されていますが、具体的にどのような支援を考えていますか。条例施行後、何らかの支援をした実績があれば教えてください。 次に、空き家撤去の障害になっている問題は、空き家を撤去し、更地にした場合、固定資産税の住宅用地特例を受けられなくなり、税負担が増加することが、既存住宅の撤去に踏み切らない理由の一つと考えられます。住宅用地特例とは、「居住の用に供する」が条件であることから、居住できないほど老朽化した物件に特例を適用するのはおかしく、固定資産税は、地方税であることから、各自治体の判断で特例の適用は判断すればよいと考えますが、「居住の用に供する」かどうかの線引きは実際難しいと思われる中、市は「特例の適用」をどのように考えますか。 次に、運用の最終段階として、行政代執行がありますが、行政代執行に踏み切る手間とリスクを考えれば、最終的な解決策として、果たして最良の手段なのか疑問に思うところがあります。執行費用の請求が円滑に行えるのかどうか、執行費用が回収できないとなると、財政負担が増加することも懸念されます。また、行政代執行の妥当性との関係で、訴訟となるリスクなども考えられます。よって、市はどのような場合に代執行するつもりなのか、代執行に対する基本的な市の考えを教えてください。 また、命令をしても実行されないのであれば、条例を制定した意義がな	

くなってしまう可能性があるため、この条例をより一層実効性のあるものとするには、どう対応されるのかお聞かせください。

次に、廃屋と化した空き家の増加は地域の景観を損なうことにもつながると考えられます。地域の「景観」保持の観点からの対応(対策)について、市はどのように考えますか。

次に、自治体などが空き家情報や移住に関する情報をインターネット上に公開して、全国から入居者等を募り、地域活性化を図ろうとする「空き家バンク」を開設されている事例が見受けられますが、一般財団法人地域活性センターの平成21年度報告書では、「空き家バンク」の活用が全くされていない事例もあるのが現状であり、これは、借家契約が、一旦人に貸すと借りている者の権利が保護され、なかなか返還に応じてもらえないとの認識により、所有者が契約に消極的であるからとも言われていますが、市は空き家バンクなどの活用については、どのように考えていますか。

最後に、同条例の施行は、「すみよいまちづくり」を推進していくための一つの方策であると思いますが、様々な行政課題にもつながっていると考えます。例えば、空き家の放置による近隣への防火及び防犯対策、また、高齢者独居世帯の地域とのつながりの強化など、他課との連携についても考えていく必要があると考えますが、市はどのように考えていますか。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成 26 年 6 月 2 日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

恵比須 幹夫



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 26 年 6 月 2 日
午後 2 時 45 分 受領

発言の種類 (○を付ける)		質疑 : <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)	
1	雨水利用の推進について	
2	家庭系ごみ有料化へ向けた周知及び留意点について	
3	病児保育事業について	
4		
5		

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番 号	質 疑 ・ 質 問 事 項
1	雨水利用の推進について
質 疑 ・ 質 問 の 要 旨	
本年、水循環に関する施策を総合的に推進するための「水循環基本法」および水資源の有効利用を促す「雨水の利用の推進に関する法律」が成立、平成 26 年 5 月 1 日から施行されました。 雨水利用については、本市においてもこれまで、一定の取組がなされてきたと認識しますが、それを踏まえ以下の点についてお聞きします。 (1) 雨水タンク設置補助事業の推移と現状の分析、今後の拡充へ向けた取組みをお聞かせ下さい。 (2) 「雨水の利用の推進に関する法律」（以下、法律と表記）には地方公共団体の責務として「その区域の自然的社会的条件に応じて、雨水の利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するように努めなければならない」（第四条）と明記されています。本市公共施設における雨水利用の現状と今後の取組み方針についてお聞かせ下さい。 (3) 法律によると雨水の利用方法は、水洗便所や散水のほか、消火や災害時における利用も示されています。消火、災害時の利用に向けた現状と今後の取組に関する考えをお聞かせ下さい。	

番号	質疑 ・ 質問事項
2	家庭系ごみ有料化へ向けた周知および留意点について
質疑・質問の要旨	
(1) 平成 27 年度から実施される家庭系ごみ有料化について、自治会へ周知・説明を行っていく計画についてお聞かせ下さい。 (2) 自治会単位以外の周知に関する具体的な計画と方針をお聞かせ下さい。 (3) 家庭系ごみ有料化の実施にあたり、他の自治体ではきめ細かな減免措置を講じている例が多々見受けられます。本市においても、市民の皆さんの声を充分にお聞きした上、現状計画されている一部の紙おむつ以外の減免措置も検討することが望ましいと思われます。市としての考えをお聞かせ下さい。 (4) 指定袋の製造コスト及び販売手数料を差し引いた実質的に得られる手数料の額は年間約いくらかと想定されているのか、またどのような事業に活用されるのか、考えをお聞かせ下さい。	

番号	質疑 ・ 質問事項
3	病児保育事業について
質疑・質問の要旨	
(1) 平成 25 年度からスタートした病児保育事業の年間利用者数について、どのように評価・分析しておられるのか、考えをお聞かせ下さい。 (2) 平成 26 年度は、どのような計画のもと周知を徹底されるのか、それを前提とし年間利用者数の目標は何名で設定されているのか、お聞かせ下さい。 (3) 病状や各世帯の環境によっては、小学生の潜在的ニーズは少なくないと想定されます。現状の利用動向をどのように分析されているのか、考えをお聞かせ下さい。 (4) 将来的な市立病院での病児保育の実施に関する判断は、どのような基準で行われるのか、考えをお聞かせ下さい。	

平成26年 6月 2日

生駒市議会議長

中谷 尚敬様

生駒市議会議員

波田佳資 印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 26 年 6 月 2 日
午後 2 時 56 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	家庭ごみ有料化の市民への周知と意見の反映について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑・質問事項
/	家庭ごみ有料化の市民への周知と意見の反映について
質疑・質問の要旨	
来年4月から実施の家庭ごみの有料化について、その決定過程における市民参画や根拠、内容につき大きな問題があり、本来実施すべきではないと考えるが、決定された以上、少なくとも先ず、この間の反省の上に立ち、周知徹底を行い市民の意見を集約する必要があります。 また、人間がつくったものである以上、完璧な制度というものはなく、場合により、程度の差こそあれ一定の修正が必要なことも有りうるし、すでにいろいろな意見が出されています。 そこで、次の点につき質問します。 1. 有料化決定に至る市の過程において、市民参画の掛け声と実態のかい離があるのではないか。 2. 今後、内容等につき必要十分な周知徹底を行い、市民意見をしっかり聞くために様々な方法で取り組まれるが、そこで出された市民意見の反映をいかなる方法で行うのか。 3. 現時点ですでに出されている次の点について、ごみ袋の無料配布などの対策はどう考えるのか。 ①家庭の紙おむつについて。 ②生活保護世帯などの低所得者への手当について。 ③資源化の徹底をどのように進めるのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成26年 6月 2日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

塩見 牧子 (印)

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成26年 6月 2 日
午後 2 時 57分 受領

発言の種類 (○を付ける)		質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)	
1	地方自治法改正に伴う広域連携について	
2	公共施設マネジメントの展開のありかたについて	
3	電力調達の入札について	
4		
5		

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	地方自治法改正に伴う広域連携について
質疑・質問の要旨	
5月23日、参議院本会議は、①指定都市の行政区に代わって総合区を設け権限を拡充するとともに都道府県と指定都市の二重行政解消のための調整会議を設ける、②中核市の要件となる人口を引き下げる、③普通地方公共団体どうしの協議により事務処理を連携して行うことができるようにする(広域連携)等を主な改正内容とする「改正地方自治法」を可決した。 法改正の背景には、人口減少社会においても行政サービスを提供できるか、という懸念があり、「改正地方自治法」は第30次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を受けて、公共団体間の柔軟な連携を可能とするしくみを制度化したものである。 本市においては、事務の共同処理は、後期高齢者医療広域連合や昨年設置された消防通信指令事務協議会など一部を除きほとんど活用されてこなかった。しかし、このまま何の手立ても講じず人口移動が収束しないと、人口の「再生産力」を表す指標となる「20～39歳女性」(若年女性人口)が、本市でも2010年から2040年の30年間に25.9%減少するとの推計も5月8日に「日本創生会議・人口減少問題検討分科会」から報告されるなど、今後、人口流出抑制につながる施策や事業の展開とともに、事務の効率化、他公共団体との共存共栄のための事務の共同処理、連携が必要と考える。 事務の広域連携について本市の考えを問う。 ① 新たに制度化される事務の広域連携に対する本市の評価と展望を問う。 ② 現在、本市が実施している事務の他地方公共団体との共同処理(協議会・機関等の共同設置・事務の委託・一部事務組合・広域連合)の状況を問う。 ③ その他、共同処理の必要性あるいは可能性がある事務はあるか。また、その際の課題は何か。 ④ 広域連携の可能性とありかたを検討する組織を庁内に立ち上げることについての考えを問う。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	公共施設マネジメントの展開のありかたについて
本市「行政改革大綱後期行動計画」の重点項目「既存公共施設等の活用と長寿命化に向けた中長期的な計画策定」では、今年度（平成 26 年度）に施設カルテを作成し、平成 27 年度に中長期修繕計画を策定、平成 28 年度以降、計画に基づき修繕実施するとある。その一方で、今年度から中長期修繕計画や長寿命化計画を踏まえて施設白書策定に向けての検討に入り、平成 28 年に白書を策定、白書を活用して施設マネジメントを実施する計画スケジュールになっている。 しかし、施設マネジメントは、公共施設の有効活用を図るという運営面だけでなく、施設保有量の最適化とともに効率的で効果的な維持修繕による長寿命化を図るというハード整備の面からも推進していくことが必要であり、施設白書策定ののちに施設の適正配置と修繕計画が立てられるべきと考える。 公共施設マネジメントの展開について、以下の点を問う。 ① 公共施設白書は、具体的にどのような内容を盛り込み、どのような手順で策定するのか。 ② 教育費においてハード事業が急増している。耐震補強工事やクラス数増に伴う増築工事など迅速な対応が必要な施設を除き、基本的には市全体の施設マネジメントに基づく更新計画に位置づけるべきではないか。 ③ 公共施設マネジメントを推進するにあたっての組織体制はどのようなになっているのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
3	電力調達の入札について
平成 22 年第 6 回 12 月定例会において、特定規模電気事業者（PPS）を加えて市内公共施設の電力調達を入札にすることについて一般質問した。 その際、①PPS による供給電力は CO₂ 排出係数が高い傾向にあること、②PPS が行っている常時バックアップ制度に否定的な一般電気事業者が増加しており、電力の安定供給の確保の面に不安があること、③電力自由化の進展に伴い、一般電気事業者の料金の値下げの影響から、PPS との供給契約をするメリットが減少傾向にあることから「現段階では、庁舎を含め市の公共施設への電力供給を特定規模電気事業者と契約するには問題があり、検証を重ねる必要がある」と答弁された。 しかし、その 3 か月後、福島第一原子力発電所の事故が発生し、現在、原子力発電所は稼働しておらず関西電力の CO₂ 排出係数も以前より上がっていること、電力システム改革により電力供給に安定性が見込めるようになったこと、電力自由化は電気料金も上がっていることから電力調達の入札を検討する環境は整ったといえる。 電力調達を入札することの考えについて再度、市の見解を問う。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。